

会議録

会議の名称	第2回豊中市特別職報酬等審議会				
開催日時	令和7年(2025年)10月31日(金) 10時00分~11時00分				
開催場所	豊中市役所第一庁舎2階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可		
事務局	総務部人事課	傍聴者数	2人		
公開しなかった理由	—				
委員	阿部昌樹、河本良昭、山田徹、武市智子、三間隆之、佐藤泰博、池野由香里 (計7名)				
出席者	事務局	(説明員) 総務部長 榎本弘志 総務部人材戦略長 吉村光博 総務部人事課長 田中克嘉 総務部職員課長 保井大進 総務部人事課主幹 中村美保 財務部財政課長 森山祐介 市議会事務局長 上原忠 市議会事務局総務課長 吉岡生香			
	その他	総務部人事課 岩下良輔、木村仰、塩見智織、舟瀬栞奈 総務部職員課 鎌谷麻里			
議題	1. 特別職の期末手当の答申について 2. その他				
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり				

審議等の概要（主な発言要旨）

1.（案件1）特別職の期末手当の答申について

（事務局より前回の審議会の議論内容の報告）

前回の会議では、事務局より特別職の期末手当の額の算定方法について説明を行った。内容は、地域手当や役職加算、支給月数など、一般職の職員と同様の算定式を用いていること、また、一般職は民間企業等の動向など、社会情勢を反映した人事院勧告に基づき支給月数を毎年改定していることなど、現行の算定式の根拠についての説明である。さらに、大阪府内及び近隣中核市との比較資料を用いて、他自治体との比較を説明し、大きな乖離がないことを共有した。財政状況についても、財政運営に大きな問題がないことを確認した。これらを踏まえ、現在の状況においては、一般職の算定式や支給月数と連動させて額を決定する現行の算定式は合理的であるということを会議全体で合意いただいた。あわせて、報酬にみあった業務をすることが大前提であるというご意見もいただいた。

（会長より答申書（案）の説明）

市長からの諮問内容は、特別職の期末手当の額を従来どおりの算定式を用いて決定することの適否について検討し、審議会としての考え方を示してほしいというものであった。

これに対する答申案は、現行の算定式で特別職の期末手当の額を算出することが適當であるという内容になっている。現行の算定式は、1ページ目に示しており、この式で、特別職の期末手当の額を決定することが適當だというのが、結論である。

判断理由として、次の4点を挙げている。1つ目は、特別職の職務職責、2つ目は一般職との比較、3つ目は国や他自治体との比較、最後に豊中市の財政状況である。

1つ目の特別職の職務職責については、市長や副市長は豊中市の行政のトップとして非常に重い職務を担っている。また、議会の議員も市民の代表として、市民の考えを議会や行政に反映させるために重い職責を担っている。加えて、豊中市は中核市であり、一般市と比べても多くの業務を担っていることから、職責は重大であり、職責にみあった報酬というのが基準になるとしている。

2つ目の一般職との比較については、一般職の報酬は、国の人事院勧告に基づき合理に算出されている。この合理性を前提とすれば、特別職の報酬を一般職と連動させることは、合理的な考え方であることを述べている。

3つ目の他の自治体との比較については、前回の審議において、他市と比較した結果、特別職の報酬が著しく低すぎたり高すぎたりする状況にはないことを確認しており、合理的な水準であるといえる。

4つ目の市の財政状況については、長期的には少子高齢化の進行に伴い社会保障費や公共施設の建替えなどで財政負担が増加する可能性はあるものの、現時点では財政は健全に運営されており、財政的な理由から報酬を削減する必要はないことを確認した。

こうした点を踏まえ、総括を次のとおりまとめている。第一に、特別職の報酬は、様々な視点から見ても合理的な水準に設定されていること。第二に、人事院勧告に基づき

決定されることは合理的な方法であること。さらに、他市も同様の方法を採用しているため、近隣市と大きく乖離する状況にはないことが確認できる。これらを総合すると、現行の算定式を用いて特別職の期末手当の額を算定することが適當である、というのが審議会の結論である。

最後に付帯意見として、この結論は、今後、特別職の職務遂行において、市政への貢献を特段高く評価すべき点や、著しく問題があると認められた場合に、特別職の支給月数を一般職の期末勤勉手当の支給月数と異なるものとすることを否定するものではないこと。また、特別職には、報酬が職務遂行の対価であることを自覚し、責任感を持って、職務を遂行することを期待している旨を記載している。

以上が大まかな答申案の内容である。

(質疑・意見交換)

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委 員：前回の議論を踏まえ、わかりやすく上手に取りまとめていただいていると思う。

委 員：結論は妥当だが、1点確認したい。民間企業の場合、業績評価により支給額に差があるが、豊中市の場合、一般職には差があるのか。また、議員の支給額は一律なのか、議員ごとに差がつくことはあるのか。

事務局：一般職は人事評価制度があり、期末手当と勤勉手当のうち勤勉手当部分が評価によって変動する。議会の議員は期末手当のみであり、すべての議員が一律である。ただし、議長と副議長は月額報酬が上乗せされているため、同じ月数でも金額に差がある。

委 員：最近、特別職や議員の問題行動が報道されている。また、議員の場合、議会や委員会に積極的に参加し質問を行う議員と、ほとんど出席しない議員が同じ職責を果たしているのか疑問である。こうした場合、報酬を増減させる仕組みはあるのか。規程上は一律なのか。

事務局：現状、個別に報酬を増減させる仕組みはない。議員は4年間の任期があり、議会外での活動も含め職責の評価は選挙結果に反映されると考えている。また、在職期間により減算される場合はあるが、それ以外は一律支給である。

委 員：議員が不適切な行動をした場合の仕組みがないので、付帯意見として、「支給額を変動させる規定を設けるべきではないか」と述べてもよいのではないか。最近の報道を踏まえ、そのように感じている。

委 員：現行制度では、議会が報酬返納勧告を行い、議員が自主的に応じる形しかない。勧告に応じるかどうかは議員の判断に委ねられている。これは、議会が会派単位で動くことから、大きな会派が小さな会派を攻撃する可能性を排除するため、議員の自立性を重視しているからである。制度を変えるには、中立的な評価機関を設ける必要があり、法制度レベルでの対応が求められる。ご指摘は重要だが、現行法制度の下では、議員の自覚を促すことが最も重要である。そのため、市民による議員のチェックや問題提起が不可欠であり、議員の自己評価を促す仕組みをどう作っていくかを議論する必要があると思うが、この審議会で扱うべき課題かどうかについては疑義のある点である。

委 員：特別職の期末手当の算定式は妥当だが、議会として市民の視点を取り込む仕組

みを検討すべきという意見は述べてもよいと思う。

- 委 員：意見としては理解するが、この審議会は市長の諮問に答える立場であり、議会の内部運営に関する提案は難しい。二元代表制の仕組み上、現在の付帯意見のような形で記載する程度が限界である。議員の職務に応じた報酬制度は理にかなっているが、仕組みづくりには工夫が必要である。答申には記載できないが、議事録には意見として残したい。
- 委 員：一般職は勤務日や休日が決まっているが、議員はそうではない。財政が健全であっても、議員報酬を議会開催日数に応じて支給する、議員数を削減するなどの方法を検討すべきではないか。
- 委 員：前回も同様の指摘があったが、現在の付帯意見の形で記載することが妥当だと考える。議員によって活動量に差があるため、開催日数に応じた支給が妥当かどうかは難しい問題である。市民目線では理解できる意見であり、答申で職責や職務遂行を強調しているのはその趣旨である。
- 委 員：他自治体では評価制度を導入する動きがある。答申に記載する必要はないが、評価制度の導入を検討しているかどうかに触れてもよいのではないか。
- 委 員：評価制度は議会が自立的に判断すべき事項である。議会基本条例を制定し、議会のパフォーマンスを自己評価する仕組みを導入している自治体もあり、評価制度もこうした条例を基盤に導入されることが多い。豊中市でも議会が自主的に条例を制定することが望ましいと考える。付帯意見としてどこまで記載できるかは事務局と調整する必要があるが、少なくとも議事録には残すべきである。
- 委 員：答申への意見は特にない。議員に関する話は難しいが、方法を探る必要はあると思う。
- 委 員：最も有効な方法は選挙で民意を反映させることだが、日常的に市民が見ていることを議員が自覚することが大事である。請願や要望など、市民の声を議会に届けるルートを整備し、活性化させる必要がある。また、議会基本条例など、議会が責任を持って規律していくことも必要だと考える。
- 委 員：顔見知りの議員に直接意見を伝えることも大切である。
- 委 員：報酬は活動に応じて支給されるべきという考え方は、誰しもが持つものである。しかし、そのバランスをどのように保ち、どこまでコントロールを効かせるかは非常に難しい課題である。民主主義の原則として、市民から選ばれた議員であればそれでよいという考え方がある一方で、それだけでは納得感を得られない場合や、個別に妥当性を欠く事例も少なくない。こうした問題をこの場で具体的に修正することは難しいが、問題意識を共有し、議事録に残しておくことは重要である。政治に対する無力感や不信感が生じることは、市議会でも同様に起こりうることであり、こうした状況を避けるためにも、議会側での検討が必要である。この委員会で議論することが適切かどうかは別として、このような感想を持った。
- 委 員：他に意見がなければ、答申内容と理由については、承認いただいたと考えてよいか。また、付帯意見の記載については会長に一任いただきたい。
- 委 員：異論はない。

(審議会終了)